

# 会 議 概 要

会議の名称	令和元年度第2回湧別町青少年問題協議会
開催日時	令和元年12月20日(金) 15時00分 開会 15時45分 閉会
開催場所	湧別町文化センターさざ波 中会議室
出席者名	会 長 石田町長 副会長 野田委員 1号委員 佐野委員 2号委員 佐々木委員、高野委員、阿部委員、岩佐委員 3号委員 小林委員、牧野委員、神尾委員、 4号委員 深澤委員、宮澤委員、関戸委員、石川委員  事務局 梅津課長、星課長、根子補佐、杉森主査、太田主任
欠席者名	上松委員(1号)、佐藤委員、木幡委員、野口委員、北村委員(3号)、後藤委員、三室委員(4号)
傍聴人の数	無し
会議の内容	1. 開 会 梅津課長 2. 会長挨拶 石田町長 3. 議 事 1) 青少年問題協議会の今後の方向性について 2) その他
会議資料	令和元年度第2回湧別町青少年問題協議会議案
会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 全文筆記 <input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記 ) <input type="checkbox"/> 無
備考	

(てん末書用紙)

## 1. 開 会

2. 会長挨拶 第1回の会議で、協議会のあり方について検討したいと提案させて頂いた。通常年1回の開催だが、今回2回目の会議をご案内させて頂き、今後の会の方向性について皆さんよりご意見を頂きたい。

## 3. 議 事

### ①青少年問題協議会の今後の方向性について～杉森主査より説明

(石田会長) 青少年問題協議会条例そのものを廃止するという事務局からの説明ですが、それぞれの分野でご活躍されている委員さんの想いを聞かせて頂きたい。

(宮澤委員) 合併時より10年間委員を務めさせて頂いた。警察署より青少年の非行等について情報提供をして頂いているが、他の組織の会議でも警察署からの情報提供等をして頂く機会はあるのか。

(高野委員) 安心の街づくり協議会や町の担当部局、自治会の防犯部等で、情報提供をさせて頂いている。その他、「ほくとくんメール」の配信や、要請があれば「防犯講和」や「交通安全教室」等で青少年の問題についてお話させていただく。

(佐々木委員) 青少年非行の情報のみを発信する機会はこの場くらいしかない。現状では青少年の非行での対応はほとんど無く、5年間湧別に勤務しているが、1件しかなかった。

(高野委員) 青少年の非行事件は全国、全道的にみても少なくなってきた。今はSNSでの問題が多く、中学校の入学式でSNSの問題について説明を行っている。

(関戸委員) 協議会の趣旨の一つが、「関係機関との連絡調整」となっている。この協議会が無くなったら、どうやって連絡調整をするのか。情報を個別に持っていても共有する場がなくなるのではないか。

(石田会長) 現在の問題というのが、細分化されそれぞれの部署で対応し、それぞれの部署が必要機関と連絡調整を行い解決する体制がとられている。昭和28年に法整備されたこの協議会としての役割や意義が薄れてきている。

(関戸委員) もう一つの協議会の趣旨に、「首長や関係行政機関に対して意見を述べることができる」となっている。

(石田会長) 今の条例では、町長が会長となっているので、私が私に対して意見を述べるということになってしまっている。

(宮澤委員) 警察の方から青少年の現状を聞く機会として、他の会議の場で情報共有できているなら、私はこの会議ではなくてもよいと思う。

(石田会長) 安心の街づくり協議会では、警察の方を招いて会議を行っている。

(てん末書用紙)

(梅津課長) 湧別町青少年健全育成町民会議では、警察の方が出席するので、青少年の現状をテーマに情報提供をする場を設けることもできる。

(阿部委員) 年に1度、幼保小中高生生徒指導連絡協議会においても、警察の方を招いて情報提供を頂いている。

(関戸委員) 北見市では、青少年の非行事件があったと聞く。

(佐々木委員) 都市部では、青少年のたまり場となるゲームセンターなどがあるが、町内にはそのような施設が無く、非行事件や補導等の実績はほとんど無い。都市部でも非行事件は少なくなっている。また、非行事件に関わらず、情報交換や、情報提供について学校や関係機関と常に行っている。

(石田会長) 条例を廃止するイコール、町が青少年との関わりをないがしろにするわけではなく、これまで以上に、関係団体である「青少年指導センター」や「青少年健全育成町民会議」、「安心の街づくり協議会」等との連携や協力を行っていきたい。また、どの団体も目指す目的、目標が一致しており、今回、青少年問題協議会の条例を廃止し、組織が無くなっても、青少年への直接的な影響は無いと考えている。

(岩佐委員) 現代の青少年の問題が細分化されている。大きな組織でそれぞれの情報を共有してしまうと、興味本位で情報が発信される等の問題が生じる恐れがある。また、それぞれの団体、組織が、青少年の問題や健全育成について考えられているという状況であれば、この組織は解散してもよいと思う。

(宮澤委員) 青少年健全育成町民会議の総会では、多くの人が集まるので、その中で警察の方やそれぞれの情報提供する場があるといいと感じている。

(神尾委員) もちろん、そのようなことが必要であると感じる。町民会議の中でしっかりと考えていきたい。

(石田会長) それぞれの団体の目的は同じ考えてある。そのようなことから、発展的に協議会を解消し、条例を廃止させて頂くことでよろしいか。

(一 同) はい

(石田会長) 今後の流れとして、この協議会は条例で制定されているので、廃止条例を3月の議会で提案させて頂きたいと思えます。

(てん末書用紙)

②その他 なし

15 : 45 閉会

令和元年度

湧別町青少年問題協議会議案

日 時 令和元年12月20日(金)  
午後3時00分～  
場 所 湧別町文化センターさざ波

湧 別 町

令和元年度 青少年問題協議会出席者名簿

区分	氏名	適要	出欠
会長	石田 昭 廣	町長	
第1号委員	佐野 宣 雄	議会議員	
	上松 和 博	議会議員	
第2号委員 関係行政機関の委員 及び職員	佐々木 康 充	遠軽警察署湧別駐在所長	
	高野 博 之	遠軽警察署上湧別駐在所長	
	阿部 勉	教育長	
	岩佐 雅 弘	教育長職務代理者	
第3号委員 関係団体の代表者	佐藤 大	校長会	
	小林 冬 季	教頭会	
	木幡 かおる	湧別高校	
	牧野 秀 昭	P T A連合会	
	神尾 一 明	青少年健全育成町民会議	
	副会長 野田 直 人	青少年指導センター	
	野口 信 敏	遠軽地区保護司会湧別分区	
第4号委員 学識経験を有する者	北村 茂	自治会連合会	
	後藤 哲 司	民生委員・児童委員	
	深澤 繁 子	学識経験者	
	宮澤 道	社会教育委員の会	
	関戸 進	人権擁護委員	
	三室 美智子	教育アドバイザー	
石川 克 己	スポーツ推進委員		

事務局 教育委員会社会教育課長 梅津 茂樹  
 健康こども課長 星 義孝  
 教育委員会社会教育課長補佐 根子 敏男  
 教育委員会社会教育課社会教育G主査 杉森 伸一  
 教育委員会社会教育課社会教育G 太田 雅史

# 会議次第

1 開 会

2 会長（町長）あいさつ

3 議 事

① 青少年問題協議会の今後の方向性について

② その他

4 閉 会

## 議 事 青少年問題協議会の今後の方向性について

### 1. 地方青少年問題協議会法制定以来の青少年を取り巻く状況の変化

#### (1) 法では必置制の撤廃、会長、委員の要件撤廃

##### ①法制定の背景・趣旨

- ・根拠法令 地方青少年問題協議会法（昭和28年7月25日施行）
- ・所管省庁 総務省

戦後間もない混乱期、高等教育への進学率もまだ低く、非行少年が多かったことから主には非行の防止や矯正を目的として設置された。主な事務は次の3点。

- 1) 青少年の指導、育成、保護および矯正に関する総合的な施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。
- 2) そのための関係行政機関等との連絡調整
- 3) そのために首長や関係行政機関に対して意見を述べることができる。

##### ②課題の変化と法律改正の経過

法の所期の目的のうち、非行防止等の観点から保護や矯正に関する計画などの総合的な施策の樹立について調査審議するといった役割は、時代の変化に伴い薄れていることから、つぎのように法律の要件緩和がなされている。

- 1) 必置から非必置へ（平成11年改正） ※法第1条参照
- 2) 義務付け・枠付けの見直し（平成25年改正）

##### ・会長の要件の変更

「会長は地方公共団体の長をもって充てる」

→ 削除（委員の互選となった）

##### ・委員選出の要件の変更

「委員は、議会議員、関係行政機関の職員、学識経験者のうちから地方公共団体の長が任命する」

→ 削除（誰でもよい）

#### (2) 近隣町などの条例の改廃状況

- ・遠軽町：平成19年に「安全安心のまちづくり条例」制定に伴い、条例を廃止。
- ・佐呂間町：総務課所管で設置しているが、協議会は開催していない。
- ・札幌市：平成25年に条例廃止。
- ・湧別町：条例改正されていない。



## 2. 本町における青少年を取り巻く現状

### (1) 青少年および子どもに関する計画やさまざまな取り組み

青少年および子ども全般に係る施策・事業は、つぎのとおり、それぞれの担当部署や機関等が単独または連携等により実施し、役割を補完するように体制整備されている。

機関名	施策等	実績・回数等
健康こども課	「湧別町子ども子育て支援事業計画」を策定	第1期 H27~R1 第2期 R2~R6
	いじめ・不登校・発達障害・貧困・虐待など、ケース会議、要保護児童対策協議会などを通じた、各種専門機関への相談体制	随時
福祉課	児童委員・主任児童委員による地域住民の問題への対応	随時
住民税務課	「湧別町安全で安心なまちづくり条例」を制定し、非行防止や防犯への取り組みを充実	H21 制定
教育総務課	「幼保小中高生徒指導連絡会議」を開催し、学校内外での問題行動について情報交換・対策	会議年 2 回
	総合教育会議を開催し、町と教育委員会とが横断的に協議	会議年 1 回
社会教育課	中期計画・単年度計画を策定し、「少年教育」および「家庭教育支援」事業を実施	通年
青少年指導センター	青少年の健全育成に向け、自治会区単位の地域子ども会を支援	随時
青少年健全育成町民会議	青少年の健全育成に向け、あいさつ運動、安全指導・見守り、優良青少年表彰等の事業を実施	通年
安心の街づくり協議会	各地区の推進委員会、湧別防犯協会が連携し、青少年の非行防止を含む地域の安全対策に取り組む	通年

### (2) 本町の青少年問題協議会の現状

年1回の会議を開催している。内容は青少年にかかる行政機関や関係団体の事業等の紹介や行政側からの情報提供（最近の青少年を取り巻く環境のビデオや統計資料の配布）である。

### 3. 今後の方向性

青少年の健全育成に向けた取り組みは、各関係機関等のご尽力により、十分な補完体制が整備されている状況にあります。

また、本協議会の任務である、青少年の保護・矯正に関する事項についての審議は時代の変化に伴い、その役割は薄れてしまっている状況にあり、町が単独で担うものではなく、各関係機関に委ねる分野であると考えます。

さらに各関係機関相互の連携体制は、既存の協議会等ですでに構築されているところであります。

以上のことなどから、地方青少年問題協議会法に基づく、青少年の保護・矯正に関する審議会としての問題協議会の必要性は乏しくなったと考えられることから、廃止検討をいたしたいと考えます。

これからの教育委員会の取り組みとしては、引き続き各種青少年健全育成に関する事業の展開や各種関係機関等との連絡調整を行うとともに、必要に応じた実務者レベルでの情報交換の場を設けるなど効率的・効果的な青少年の健全育成に努めるものとします。

○湧別町青少年問題協議会条例

平成21年10月5日

条例第106号

改正 平成23年3月11日条例第1号

平成27年9月18日条例第23号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、湧別町青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するため必要な関係行政機関並びに町内福祉団体との相互連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、町長及び関係行政機関並びに町内福祉団体に対し意見を述べることができる。

(委員)

第3条 協議会の委員の定数は、20人とする。

2 委員は、次に掲げる者について町長が任命する。

- (1) 湧別町議会の議員 2人
- (2) 関係行政機関の委員及び職員 4人
- (3) 各関係団体の代表者 8人
- (4) 学識経験を有する者 6人

3 委員は、非常勤とする。

4 第2項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、会長は町長をもって充てる。副会長は、委員の互選した者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、また、会議の議長となり議事を整理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、町長が定める機関において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員に報酬を支給する。

2 委員が会議及び職務を行うため旅行するときは、その費用を弁償する。

3 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、湧別町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成21年条例第43号）の定めるところによる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年10月5日から施行する。

附 則（平成23年3月11日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月18日条例第23号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○地方青少年問題協議会法

(昭和二十八年七月二十五日)

(法律第八十三号)

第十六回特別国会

第五次吉田内閣

改正 昭和三二年六月一日法律第一五八号

同三三年五月一〇日同第一四四号

同三七年四月一六日同第七七号

同四一年三月三一日同第一六号

同四三年六月一五日同第九九号

同五八年一月二日同第八〇号

平成十一年七月一六日同第一〇二号

同二五年六月一四日同第四四号

青少年問題協議会設置法をここに公布する。

地方青少年問題協議会法

(昭四一法一六・平一一法一〇二・改称)

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第五条繰上・一部改正)

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第六条繰上・一部改正)

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(昭四一法一六・一部改正、平一一法一〇二・旧第七条繰上・一部改正、平二五法四四・一部

改正)

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第八条繰上・一部改正)

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(昭三七法七七・一部改正、平一一法一〇二・旧第九条繰上)

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

(昭四一法一六・一部改正、平一一法一〇二・旧第十条繰上・一部改正)

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三二年六月一日法律第一五八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年四月一六日法律第七七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四一年三月三十一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三九年六月一五日法律第九九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、総務庁設置法(昭和三十八年法律第七十九号)の施行の日から施行する。

(施行の日=昭和五九年七月一日)

(経過措置)

5 従前の総理府又は行政管理庁の審議会等で、次の表の上欄に掲げるもの及びその会長、委員その他

の職員は、それぞれ下欄に掲げる行政機関の相当の機関及び職員となり、同一性をもって存続するものとする。

公務員制度審議会 恩給審査会 地域改善対策協議会 青少年問題審議会 統計審議会	総務庁
国民生活安定審議会	経済企画庁
放射線審議会	科学技術庁
海外移住審議会	外務省
中央心身障害者対策協議会	厚生省
農政審議会 沿岸漁業等振興審議会 林政審議会	農林水産省
中小企業政策審議会	通商産業省
観光政策審議会	運輸省
雇用審議会	労働省

6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成一三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定  
公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から五まで 略

## 六 青少年問題審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」を「／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）／」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二条（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。